

## ○伊万里市省エネルギー診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等が事業所においてエネルギーの使用の合理化を図るため、当該事業所において省エネルギー診断を実施した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)事業所 事業の用に供する工場、事務所その他の事業場をいう。

(2)中小企業者等 法人（国、地方公共団体及び次に掲げる会社を除く。）及び個人事業者をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 省エネルギー診断 専門家による事業所のエネルギー使用の合理化を図るための診断制度のうち、次に掲げるものをいう。

ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断

イ 一般社団法人環境共創イニシアチブで実施する省エネルギー診断

ウ 経済産業省資源エネルギー庁における省エネお助け隊の実施する省エネ診断

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業者等であること。

(2) 市内に住所を有する事業所において省エネルギー診断を実施した者であること。

(3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が、伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、省エネルギー診断に要した経費のうち診断料金に相当する額とする。ただし、診断料の振込手数料を除く。

2 補助事業の実施期間は、市が交付決定した日の属する年度の4月1日から2月末日までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、伊万里市省エネルギー診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 確定申告書別表第1の写し

(2) 本人確認書類（個人事業主の場合）

(3) 誓約書（様式第1号別紙2）

(4) 納税状況等確同意書（様式第1号別紙3）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 前1項の規定による申請は、1事業所につき1回限りとする。

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、伊万里市省エネルギー診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、伊万里市省エネルギー診断補助金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に補助金を請求しなければならない。

- (1) 省エネルギー診断に係る領収書の写し
- (2) 省エネルギー診断の結果報告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の取消し)

第8条 市長は、事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。